

議案第 33 号

上総小櫃中学校屋内運動場大規模改造工事請負変更契約の締結について

上総小櫃中学校屋内運動場大規模改造工事について、下記のとおり請負変更契約を締結したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 46 年君津市条例第 49 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 上総小櫃中学校屋内運動場大規模改造工事
- 2 工 事 場 所 君津市依田 1 1 1 0 番地
- 3 工 事 期 限 変更前 令和 5 年 1 月 2 7 日  
変更後 令和 5 年 3 月 2 7 日
- 4 工 事 概 要 (1) 屋内運動場 大規模改修  
S 造 2 階 延べ面積 1, 0 1 0 . 9 5 m<sup>2</sup>  
(2) 渡り廊下 屋根改修  
S 造 1 階 建築面積 2 4 . 4 3 m<sup>2</sup>  
(3) 屋外トイレ 新築  
S 造 1 階 延べ面積 9 6 . 3 3 m<sup>2</sup>  
(4) 建築外構  
アスファルト舗装等一式
- 5 契 約 の 金 額 変更前 3 3 1, 6 5 0, 0 0 0 円  
(取引に係る消費税及び地方消費税を含む。)  
変更後 3 4 9, 3 1 1, 5 0 0 円  
(取引に係る消費税及び地方消費税を含む。)  
増 額 1 7, 6 6 1, 5 0 0 円  
(取引に係る消費税及び地方消費税を含む。)
- 6 契 約 の 相 手 方 君津市南子安七丁目 4 番 1 0 号

ヤマダ建設株式会社

代表取締役 小形 満

令和4年11月29日提出

君津市長 石 井 宏 子

## 変更理由（上総小櫃中学校屋内運動場大規模改造工事請負変更契約）

賃金又は物価上昇に基づく請負代金額の増額が生じたため。また、工事着工後の内外装の撤去に伴い、既存図と現況の違いによる改修方法の変更や、既存部材調査等により時間を要したことによる、工事期限の延伸や諸経費等の増額を行うため。